

お客様各位

危険品貨物申請手順ならびに各注意事項

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は **Hamburg Sud** に格別のご高配を承り、厚くお礼申し上げます。

危険品貨物ご依頼の手順、ならびに取り扱いに関してのお願いを下記のとおりご案内させていただきます。

DGA = DG Application / 危険品申請書(指定Excel Formatが御座います)

DGD = DG Declaration / 危険物明細書(赤紙になります)

危険品申請手順

- ①まずは **DGA**、**MSDS** をご用意ください。
- ②**e-Booking**(**Hamburg Sud Web Booking** もしくは **INTTRA**)にて **Booking** データをお送りください。
- DGA**、**MDS**D をご用意される前に **Booking** データのみ先に送信するのはお控えください。
- ③危険品申請書および **MSDS**(英語版、5年以内のもの)を下記アドレスにお送りください。
HS-JPN-EXP@hamburgsud.com
- a. 危険品申請書は指定のフォームに記載頂きますようお願いいたします。
- b. 申請書、**MSDS** をお送り頂く際に、**e-Booking** を頂いた際に採番された **Reference No.**をメールタイトルに記載の上、送信頂きますようお願いいたします。
- ④危険品申請書、**MSDS** をもって積載可否を **Hamburg Sud** 及びオペレーター船社に確認します。
- ⑤仮積載許可おり次第、**Booking Confirmation** をお送りさせていただきます。
- ⑥各本船の **DGD Cut** 日までに **DGD Copy** を HS-JPN-EXP@hamburgsud.com までにお送りください。

DGAに関する注意事項

- ①**DGA** は、後ほど差し入れていただく **DGD** の内容と完全一致するよう、記載および申請をお願いします。相違がある場合、オペレーター船社より船積拒否される可能性があります。
- ②一つの **MSDS** に対して1アイテムの申請となるようお願いいたします。
- ③**Shanghai T/S** ならびに **Shanghai** を通過する危険品船積みにおきましては、成分の **100%開示** が求められております。トランシッププランに **Shanghai** を通過しないと表示されても急なスケジュール変更により、本船が急遽 **Shanghai** を寄港すること可能性があります。万が一の事態に備え、積み地・揚げ地・ルートに関わらず、全ての危険品船積に対して、成分 **100%開示** のお願いを行っております。ご理解・ご協力よろしく申し上げます。
- ④一度お送り頂いた **DGA** から内容変更がある場合は、再度積載確認を行う必要があります。お送りいただく前に今一度内容をご確認ください。またお送りした **Booking Confirmation** の確認

もお願いしております。記載された危険品明細が申請内容と相違がある場合は、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

DGDに関する注意事項

①各 DGD Cut 日に関しては下記サイトより危険品明細書（赤紙）提出期限欄をご確認ください。

<https://www.toyoshingo.com/maersk/download.php>

②ご提出いただく DGD に、Container No./Seal No./サインが必須になっております。

Container/Seal の先決めは対応しておりませんので、DGD Cut 提出いただく前にピック手配をお願いします。

③DGD Copy は期日(DGD CUT)までに現場への差し入れとは別に下記グループアドレスにお送りいただく必要がありますので、送付漏れのないようにお願いします。未提出の場合でも弊社からの追い出しは行いません。

HS-JPN-EXP@hamburgsud.com

④DGD は Booking ごとに必ず一つのファイルにまとめてお送りください。

⑤DGD 複数枚になる場合は必ずページ番号をご記入ください（第 3 項目）、第 19 項目の総重量は危険品+非危険品+その他（ラッシング材）+Tare Weight の合計を反映お願いします。（VGM と一致する必要があります）

以下の場合は船積みを行うことが出来ません。

①DGD Cut 日までに HS-JPN-EXP@hamburgsud.com 宛に DGD Copy が送られてこなかった場合

②DGA 内容と DGD 内容と相違がある場合

不積になった場合、たとえ翌週船にシフトいただいても、一旦ターミナルから搬出していただく必要があります（搬入済の場合）。下記全ての費用をご負担いただくことになります。

○Demurrage/Detention Charge

○ヤード内シフト料、及び Lift on/off 等

○Ocean Freight や Surcharge の差額（お船積みのタイミングにより差額が出た場合）

ご不明な点ございましたら、Hamburg Sud Customer Service までお問い合わせください。